



金沢市公報

第 2 4 9 8 号

平成17年(2005年)10月21日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

目次	ページ
告示	
住民票の職権消除について (市民課)	1
身体障害者福祉法の規定に基づく診断を担当させる医師の指定について (障害福祉課)	1
身体障害者福祉法の規定に基づく診断を担当させる医師の指定の辞退について(")	2
身体障害者福祉法の規定に基づく更生医療を担当させる医療機関の指定について (")	2
結核予防法の規定に基づく指定医療機関の指定について (地域保健課)	3
結核予防法の規定に基づく指定医療機関の指定の辞退について (")	3
自転車等を移動し、保管したことについて (交通政策課)	3

自転車等の撤去及び保管について(")	4
道路の供用の開始について (道路管理課)	4
公告	
予防接種を行うことについて (駅西福祉健康センター)	5
土地区画整理組合の理事の退任について (区画整理課)	5
建築基準法の規定に基づく道路の指定について (建築指導課)	6
農業委員会告示	
第580回金沢市農業委員会農地部会の招集について (農業委員会事務局)	6
消防本部公告	
消防車のサイレンの使用について(警防課)	6

告 示

●金沢市告示第288号

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条及び住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定により、次の者の住民票を平成17年10月12日に職権で消除しましたが、本人に通知することが困難なため、同条第4項の規定により告示します。

平成17年10月21日

金沢市長 山 出 保

住 所	氏 名	性別	生年月日
金沢市長町1丁目9番1号	水野敏之	男	昭和14年3月8日
金沢市池田町4番丁2番地	瀬戸口春吉	男	昭和8年7月5日
金沢市野町2丁目14番17号	永尾敏樹	男	昭和7年1月26日
金沢市西念3丁目18番31号	宮村吉明	男	昭和8年12月21日
金沢市栗崎町ト101番地1	菊田美智子	女	昭和28年7月20日
金沢市栗崎町3丁目317番地	堂口美朗	男	昭和39年7月13日

●金沢市告示第289号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定により、診断を担当する医師として次のとおり指定したので、金沢市身体障害者福祉法施行細則(平成8年規則第63号)第2条の規定により告示します。

平成17年10月21日

金沢市長 山 出 保

医療機関の名称	所在地	診療科目	医師の氏名	指定年月日
社団法人 石川勤労者医療協会 城北病院	金沢市京町20番3号	リハビリテーション科	柳澤 深志	平成17年9月30日
独立行政法人 国立病院機構 金沢医療センター	金沢市下石引町1番1号	外科	黒阪 慶幸	平成17年9月30日
医療法人社団 安田内科病院	金沢市大豆田本町八62番地	内科	安田 俊一	平成17年9月30日
国家公務員共済組合連合会 北陸病院	金沢市泉ヶ丘2丁目13番43号	外科	荒能 義彦	平成17年9月30日
国立大学法人 金沢大学医学部附属病院	金沢市宝町13番1号	整形外科	山本 憲男	平成17年9月30日
社団法人 石川勤労者医療協会 城北病院	金沢市京町20番3号	内科	牧田 智絵	平成17年9月30日
石川県立中央病院	金沢市鞍月東2丁目1番地	耳鼻咽喉科	作本 真	平成17年9月30日

●金沢市告示第290号

身体障害者福祉法施行令(昭和25年政令第78号)第3条第2項の規定により、次の医師から身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の指定を辞退する旨の届出があったので、金沢市身体障害者福祉法施行細則(平成8年規則第63号)第2条の規定により告示します。

平成17年10月21日

金沢市長 山 出 保

医療機関の名称	所在地	診療科目	医師の氏名	辞退年月日
独立行政法人 国立病院機構 金沢若松病院	金沢市若松町セ103番地1	内科	水島 典明	平成17年6月30日
医療法人社団扇翔会 南ヶ丘病院	金沢市馬替2丁目125番地	外科・胃腸科	森 明弘	平成17年7月11日
林病院	金沢市本町1丁目2番27号	内科	野坂 外好	平成17年7月24日
林病院	金沢市本町1丁目2番27号	内科	松谷 功	平成17年7月8日
林病院	金沢市本町1丁目2番27号	外科	林 征一郎	平成17年8月5日
国立大学法人 金沢大学医学部附属病院	金沢市宝町13番1号	脳神経外科	石瀬 淳	平成11年12月31日
国立大学法人 金沢大学医学部附属病院	金沢市宝町13番1号	整形外科	橋本 典之	平成17年9月1日

●金沢市告示第291号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第19条の2第1項の規定により、更生医療を担当させる医療機関として次の医療機関を指定したので、金沢市身体障害者福祉法施行細則(平成8年規則第63号)第2条の2の規定により告示します。

平成17年10月21日

金沢市長 山 出 保

名称	所在地	開設者	指定年月日
泉野出町らいふ薬局	金沢市泉野出町1丁目19番25号	株式会社 ナチュラルライフ 代表取締役 竹原 稔	平成17年10月1日
桜町ゆうゆう薬局	金沢市桜町23番11号	株式会社 ゆうゆう薬局 代表取締役 辻川 繁	平成17年10月1日

●金沢市告示第292号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定により、指定医療機関として次の医療機関を指定したので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5第1項の規定により告示します。

平成17年10月21日

金沢市長 山 出 保

名 称	所 在 地	開 設 者	指定年月日
沖町ファーマライズ薬局	金沢市沖町二33番地	ファーマライズ株式会社 代表取締役 大野 利美知	平成17年10月1日

●金沢市告示第293号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第4項の規定により、次の指定医療機関から指定を辞退する旨の申し出があったので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5第2項において準用する同条第1項の規定により告示します。

平成17年10月21日

金沢市長 山 出 保

名 称	所 在 地	開 設 者	辞退年月日
ふじむら眼科診療所	金沢市玉川町13番14号	藤邑 守人	平成17年9月30日

●金沢市告示第294号

金沢市自転車等駐車場条例（平成3年条例第1号）第11条第1項の規定により、自転車等を移動し、保管したので、金沢市自転車等駐車場条例施行規則（平成3年規則第3号）第7条の規定により、次のとおり告示します。

平成17年10月21日

金沢市長 山 出 保

- 1 保管自転車等が駐車してあった駐車場の名称
 - 金沢市営金沢駅第1自転車駐車場
 - 金沢市営金沢駅第2自転車駐車場
 - 金沢市営金沢駅第3自転車駐車場
 - 金沢市営金沢駅東自転車駐車場
 - 金沢市営西金沢駅前自転車駐車場
 - 金沢市営東金沢駅東自転車駐車場
 - 金沢市営東金沢駅西自転車駐車場
 - 金沢市営森本駅東第1自転車駐車場
 - 金沢市営森本駅西自転車駐車場
 - 金沢市営馬替駅前自転車駐車場
 - 金沢市営額住宅駅前自転車駐車場
 - 金沢市営乙丸駅前自転車駐車場
 - 金沢市営柿木畠自転車駐車場
- 2 保管自転車等の台数
 - 自転車 240台
- 3 自転車等を移動し、保管した日
 - 平成17年9月1日から同月30日まで
- 4 保管自転車等の返還を申し出る場所
 - 金沢市広坂1丁目9番16号
 - 財団法人 金沢まちづくり財団
- 5 保管自転車等を返還する日時及び場所
 - 日時 平成17年10月21日から平成18年4月21日まで

午前10時から午後7時まで

場所 金沢市昭和町633番地
金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第295号

金沢市自転車等の駐車対策及び放置防止に関する条例（平成6年条例第45号）第6条第2項及び第7条第2項の規定により、自転車等を撤去したので、同条例第9条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成17年10月21日

金沢市長 山 出 保

1 自転車等を撤去した場所及び撤去した自転車等の台数

自 転 車 等 を 撤 去 し た 場 所	撤 去 し た 自 転 車 等 の 台 数	
金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	96 台
	原 動 機 付 自 転 車	7 台
香林坊地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	4 台
西金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	5 台
片町地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	4 台
竪町地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	18 台
	原 動 機 付 自 転 車	1 台
北安江4丁目地内	自 転 車	1 台
赤土町地内	自 転 車	1 台
神田2丁目地内	自 転 車	1 台
富樫2丁目地内	自 転 車	2 台
竪町地内	自 転 車	1 台
湊2丁目地内	自 転 車	1 台

2 自転車等を撤去した日

平成17年9月1日から同月30日まで

3 撤去した自転車等を返還する期間及び場所

(1) 期間

平成17年10月21日から平成18年4月21日まで

(2) 場所

金沢市昭和町633番地
金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第296号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、その区域を表示した図面は、金沢市都市整備局土木部道路管理課において平成17年10月21日から同年11月4日まで一般の縦覧に供します。

平成17年10月21日

金沢市長 山 出 保

路 線 名	区	間	供用開始日
2級幹線365号 畷田・寺中線	木曳野土地区画整理事業地内	33 街区 10 番 先から	平成17年10月23日
	金沢西部第二土地区画整理事業地内	5 街区 1 番 先まで	
大徳12号 寺中町線34号	木曳野土地区画整理事業地内	21 街区 10 番 先から	"
	木曳野土地区画整理事業地内	25 街区 15 番 先まで	
2級幹線368号 大桑町線	大桑第三土地区画整理事業地内	11 街区 2 番 先から	平成17年10月27日
	大桑第三土地区画整理事業地内	6・2街区 2・2番 先まで	

崎浦19号大桑町線 1号	大桑第三土地区画整理事業地内	20 街区	2・2番	先から	"
	大桑第三土地区画整理事業地内	20 街区	1 番	先まで	

公 告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定による予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により、次のとおり公告します。

平成17年10月21日

金沢市長 山 出 保

- 1 予防接種の種類
インフルエンザ
- 2 予防接種の対象者の範囲
 - (1) 65歳以上の者
 - (2) 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、じん臓、呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する者として予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号）第2条の2に規定するもの
- 3 予防接種を行う期間
平成17年10月21日から同年12月31日まで
ただし、平成17年12月21日から同月31日までに65歳になる者及び心臓、じん臓、呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する者として予防接種法施行規則第2条の2に規定するものうち平成17年12月21日から同月31日までに60歳になる者については、接種期間の終期を平成18年1月7日とする。
- 4 予防接種を行う場所
別表のとおり
- 5 予防接種を受けることが適当でない者
 - (1) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で、当該予防接種を行う必要がないと認められるもの
 - (2) 明らかな発熱を呈している者
 - (3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 - (4) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
 - (5) 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状のみられた者
 - (6) 今までに免疫不全の診断がされている者
 - (7) (1)から(6)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

別表

予防接種を行う 医師の氏名	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所	
	医 療 機 関 名	所 在 地
辻 宏 和 北 野 鉄 平	金沢市立病院	金沢市平和町3丁目7番3号
新 屋 智 之	十全病院	金沢市田上本町力45番地1
守 屋 有 佳	城北診療所	金沢市京町23番5号
守 屋 有 佳	城北病院	金沢市京町20番3号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により、土地区画整理組合の理事の退任の届出があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公告します。

平成17年10月21日

金沢市長 山 出 保

金沢市三口第二土地区画整理組合
退任した理事

氏 名	住 所	退任年月日
西 尾 耕太郎	金沢市三口町金17番地	平成17年7月13日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定による道路として、平成17年10月12日に次のとおり指定したので公告します。

平成17年10月21日

金沢市長 山 出 保

路 線 名	道 路 と し て 指 定 し た 区 間			
	起 点	終 点	幅員(m)	延長(m)
金沢市道弓取14号諸江町上丁線47号	金沢市諸江町上丁500番2先	金沢市諸江町上丁495番2先	6.45～7.19	78.0

農 業 委 員 会 告 示

●金沢市農業委員会告示第19号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第22条第4項において準用する同法第21条第1項の規定により、第580回金沢市農業委員会農地部会を招集し、金沢市農業委員会会議規則（昭和36年農業委員会規則第3号）第12条において準用する同規則第3条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成17年10月21日

金沢市農業委員会

農地部会長 島 田 傳 治

1 日時

平成17年10月27日 午後3時30分

2 場所

金沢市議会全員協議会室

3 議案

- (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項に規定する許可の申請について
- (2) 農地競売（公買）適格者証明願について
- (3) 農地法第20条第1項に規定する許可の申請に対する意見決定について
- (4) 農地法第5条第1項に規定する許可の申請に対する意見決定について
- (5) 非農地証明願について
- (6) 農用地利用集積計画の決定に対する意見決定について

消 防 本 部 公 告

消防訓練のため、次により消防車のサイレンを使用します。

平成17年10月21日

金沢市消防長 宮 村 正 雄

場所 金沢市駅西消防署管轄区域内

日時 平成17年11月10日 午前11時から午前11時30分まで

平成17年(2005年)10月21日 印刷	発行人	金 沢 市
平成17年(2005年)10月21日 発行	発行所	金 沢 市 役 所
	印刷者	前 川 稔
定価 120円	印刷所	石川県金沢市玉銚4丁目166番地
		(株) 共 栄